

令和 4 年度事業計画（案）

1 茨城県地域公共交通計画の策定に関すること

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に基づき、必要な調査検討、協議を行う。

- ・ 調査検討事業業務委託（6 月頃）
- ・ 協議会及び交通計画分科会の開催（6 月～3 月）

2 具体的な生活交通の確保方策に関すること

バス対策分科会において、次の項目について協議を行う。

（1）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統に限る。）に関する協議

- ・ 令和 5 年度計画の作成・提出（5 月～6 月）
- ・ 令和 4 年度事業の評価（1 月）
- ・ 計画変更等に係る協議（随時）

（2）バス路線の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関する協議

- ・ 道路運送法に基づく路線バスの休止及び廃止に関する協議（随時）